

別表（第3条関係）

費目	内訳
報償費及び賃金	(1) 講演会、講習会、研修会等に要した講師謝礼金、助成事業に携わった者に対する謝金等 (2) 事業に必要な賃金
需用費	(1) 活動上必要とされる物品の購入（消耗品、印刷製本費、材料費、図書費、コピー代、衛生費等） (2) 食事の提供を行う居場所づくりの場合に限り食材料費を対象経費とする。ただし、申請者等の飲食代は対象としない。
燃料光熱費	(1) 会議室等の冷暖房使用料等
役務費	(1) 通信費（はがき、郵便切手代） (2) 保険料については、参加者及び団体の構成員の助成事業に係るケガや賠償責任の保障を行う保険の保険料を対象とする。
研修費	(1) 県内外の視察に関する費用（航空賃・鉄道賃・車賃・宿泊料）
使用料及び賃借料	(1) 催し物や会議の施設の使用料等
備品購入費	(1) 備品とは、1品又は1組の取得価格（消費税含む）が1万円以上のものをいう。

備考 領収書等により支払いが明確でない経費は、対象経費としない。